

相許可第 A0011 号
相模原市指令（廃指一）第 28 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区城南島四丁目5番10号
氏名 株式会社永野紙興
代表取締役 迎 康行

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

相模原市長 本村 賢太郎



許可の年月日 令和元年7月4日

許可の有効年月日 令和3年7月3日

- 営業所の所在地及び名称
相模原市南区松が枝町17-1、イトーヨーカ堂相模原店内
株式会社永野紙興 相模原営業所
 - 取り扱い廃棄物の種類
一般廃棄物（ごみ）
 - 営業の区域
相模原市域内
 - 処理料金
相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第45条第1項に規定する額の範囲内
 - 条件
(1)一般廃棄物の収集運搬は衛生的に行い、収集後は積替え及び保管をすることなく、指定された処分先へ搬入しなければならない。
(2)市長は、許可事項に変更を要する事情が生じた場合これを変更する。また、許可を受けた者が許可事項の変更を必要とする場合は、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則第34条第2項及び第3項に準じた手続きをしなければならない。
(3)許可記載事項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）の規定、又は市長の指示に従って適正に収集運搬業務を行わなければならない。
(4)市長の必要に応じ収集運搬業務の報告、資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。
(5)(3)の事項に違反したときは、許可を取り消す場合がある。
(6)処分先
相模原市南清掃工場、(株)アルフォ（東京都大田区城南島3-3-2）
(7)取り扱い事務所
申請書のとおり
6. 許可の更新又は変更の状況
令和元年7月4日 許可更新

（不服申立て等の教示）

この許可について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に相模原市を被告として提起することができます。

